

河合町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例をここに公布する。

平成28年12月21日

河合町長 岡井 康徳

河合町条例第21号

河合町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、河合町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、11人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、3人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(河合町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止)

2 河合町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（昭和32年7月河合村条例第2号）は、廃止する。

(経過措置)

3 農業共同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の場合においては、この条例の規定は適用せず、前項の規定による廃止前の河合町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月河合村条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中33の項を34の項とし、5の項から32の項までを1項ずつ繰り下げ、4の項の次に次のように加える。

|               |            |
|---------------|------------|
| 5 農地利用最適化推進委員 | 月額 15,680円 |
|---------------|------------|

河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月21日

河合町長 岡井 康徳

河合町条例第22号

河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月河合町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の河合町議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）は、平成28年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月21日

河合町長 岡井 康徳

河合町条例第23号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和31年11月河合村条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月21日

河合町長 岡井 康徳

河合町条例第24号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月河合村条例第25号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

附則第17項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1 (第3条関係)

## 行政職給料表

| 職員の<br>区分              | 職務<br>の級 | 1級      | 2級      | 3級      | 4級      | 5級      | 6級      | 7級      |
|------------------------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                        | 号給       | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
| 再任用<br>職員以<br>外の職<br>員 |          | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|                        | 1        | 141,600 | 191,700 | 227,900 | 261,100 | 287,100 | 317,700 | 361,800 |
|                        | 2        | 142,700 | 193,500 | 229,500 | 263,000 | 289,300 | 319,900 | 364,400 |
|                        | 3        | 143,900 | 195,300 | 231,000 | 264,800 | 291,600 | 322,200 | 366,900 |
|                        | 4        | 145,000 | 197,100 | 232,600 | 266,900 | 293,700 | 324,400 | 369,500 |
|                        | 5        | 146,100 | 198,700 | 234,100 | 268,700 | 295,700 | 326,600 | 371,500 |
|                        | 6        | 147,200 | 200,500 | 235,800 | 270,600 | 298,000 | 328,600 | 374,000 |
|                        | 7        | 148,300 | 202,300 | 237,300 | 272,500 | 300,300 | 330,800 | 376,300 |
|                        | 8        | 149,400 | 204,100 | 238,900 | 274,600 | 302,500 | 333,000 | 378,800 |
|                        | 9        | 150,500 | 205,800 | 240,300 | 276,700 | 304,600 | 335,100 | 381,300 |
|                        | 10       | 151,900 | 207,600 | 241,800 | 278,700 | 306,900 | 337,300 | 384,000 |
|                        | 11       | 153,200 | 209,400 | 243,400 | 280,800 | 309,100 | 339,400 | 386,600 |
|                        | 12       | 154,500 | 211,200 | 244,800 | 282,800 | 311,400 | 341,600 | 389,300 |
|                        | 13       | 155,800 | 212,600 | 246,300 | 284,800 | 313,500 | 343,500 | 391,700 |
|                        | 14       | 157,300 | 214,400 | 247,800 | 286,900 | 315,600 | 345,500 | 394,000 |
|                        | 15       | 158,800 | 216,100 | 249,100 | 288,900 | 317,800 | 347,600 | 396,200 |
|                        | 16       | 160,400 | 217,900 | 250,500 | 290,900 | 319,900 | 349,600 | 398,600 |
|                        | 17       | 161,700 | 219,600 | 252,000 | 292,900 | 322,000 | 351,400 | 400,400 |
|                        | 18       | 163,200 | 221,300 | 253,700 | 294,900 | 324,000 | 353,400 | 402,400 |
|                        | 19       | 164,700 | 222,900 | 255,400 | 297,000 | 326,100 | 355,200 | 404,300 |
|                        | 20       | 166,200 | 224,500 | 257,200 | 299,000 | 328,100 | 357,100 | 406,100 |
|                        | 21       | 167,600 | 226,000 | 258,800 | 301,000 | 330,000 | 359,100 | 408,000 |
|                        | 22       | 170,300 | 227,700 | 260,600 | 303,100 | 332,100 | 361,000 | 409,800 |
|                        | 23       | 172,900 | 229,300 | 262,300 | 305,100 | 334,100 | 363,000 | 411,600 |
|                        | 24       | 175,500 | 230,900 | 264,000 | 307,200 | 336,200 | 364,900 | 413,500 |
|                        | 25       | 178,200 | 232,200 | 266,000 | 309,000 | 337,700 | 366,900 | 415,300 |
|                        | 26       | 179,900 | 233,700 | 267,900 | 311,100 | 339,600 | 368,800 | 416,800 |
|                        | 27       | 181,600 | 235,100 | 269,700 | 313,200 | 341,500 | 370,800 | 418,300 |
|                        | 28       | 183,300 | 236,400 | 271,500 | 315,200 | 343,400 | 372,800 | 419,900 |
|                        | 29       | 184,800 | 237,700 | 273,200 | 317,100 | 345,100 | 374,300 | 421,500 |
|                        | 30       | 186,600 | 238,900 | 275,100 | 319,100 | 347,000 | 376,100 | 422,800 |
|                        | 31       | 188,400 | 239,900 | 277,000 | 321,200 | 348,900 | 377,900 | 424,100 |
|                        | 32       | 190,100 | 241,100 | 278,700 | 323,300 | 350,700 | 379,500 | 425,300 |
|                        | 33       | 191,700 | 242,400 | 280,400 | 324,700 | 352,600 | 381,300 | 426,500 |
|                        | 34       | 193,200 | 243,600 | 282,300 | 326,700 | 354,400 | 382,700 | 427,800 |
|                        | 35       | 194,700 | 244,800 | 284,100 | 328,600 | 356,200 | 384,200 | 429,100 |
| 36                     | 196,200  | 246,100 | 286,000 | 330,700 | 357,900 | 385,800 | 430,300 |         |

|    |         |         |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 37 | 197,500 | 247,000 | 287,600 | 332,600 | 359,300 | 387,200 | 431,500 |
| 38 | 198,800 | 248,400 | 289,300 | 334,500 | 360,600 | 388,400 | 432,300 |
| 39 | 200,100 | 249,800 | 291,100 | 336,500 | 362,000 | 389,600 | 433,100 |
| 40 | 201,400 | 251,300 | 292,900 | 338,400 | 363,400 | 390,700 | 433,900 |
| 41 | 202,700 | 252,700 | 294,600 | 340,300 | 364,700 | 391,800 | 434,500 |
| 42 | 204,000 | 254,100 | 296,300 | 342,200 | 365,600 | 393,000 | 435,200 |
| 43 | 205,300 | 255,500 | 297,900 | 344,000 | 366,700 | 394,200 | 435,900 |
| 44 | 206,600 | 256,800 | 299,500 | 345,900 | 367,800 | 395,300 | 436,600 |
| 45 | 207,800 | 258,000 | 301,200 | 347,400 | 368,600 | 396,000 | 437,400 |
| 46 | 209,100 | 259,300 | 302,900 | 348,800 | 369,500 | 396,700 | 438,200 |
| 47 | 210,400 | 260,700 | 304,500 | 350,300 | 370,400 | 397,400 | 438,600 |
| 48 | 211,700 | 262,000 | 306,200 | 351,800 | 371,300 | 398,100 | 439,300 |
| 49 | 212,800 | 263,300 | 307,300 | 353,400 | 372,200 | 398,700 | 439,800 |
| 50 | 213,900 | 264,400 | 308,800 | 354,200 | 373,000 | 399,300 | 440,200 |
| 51 | 214,900 | 265,700 | 310,300 | 355,400 | 373,800 | 399,800 | 440,600 |
| 52 | 216,000 | 267,000 | 311,900 | 356,400 | 374,600 | 400,200 | 441,000 |
| 53 | 217,100 | 268,000 | 313,500 | 357,300 | 375,300 | 400,600 | 441,400 |
| 54 | 218,100 | 269,100 | 315,100 | 358,400 | 376,000 | 400,900 | 441,800 |
| 55 | 219,000 | 270,400 | 316,700 | 359,300 | 376,700 | 401,200 | 442,200 |
| 56 | 220,000 | 271,700 | 318,200 | 360,400 | 377,400 | 401,500 | 442,500 |
| 57 | 220,600 | 272,800 | 319,700 | 361,300 | 377,900 | 401,800 | 442,800 |
| 58 | 221,500 | 273,800 | 320,900 | 362,000 | 378,500 | 402,100 | 443,200 |
| 59 | 222,300 | 274,800 | 322,100 | 362,700 | 379,100 | 402,400 | 443,500 |
| 60 | 223,200 | 275,900 | 323,300 | 363,400 | 379,800 | 402,700 | 443,800 |
| 61 | 223,900 | 277,100 | 324,000 | 363,800 | 380,200 | 403,000 | 444,100 |
| 62 | 224,900 | 278,100 | 324,900 | 364,400 | 380,900 | 403,300 |         |
| 63 | 225,700 | 279,000 | 325,700 | 365,100 | 381,500 | 403,600 |         |
| 64 | 226,600 | 280,000 | 326,500 | 365,800 | 382,100 | 403,900 |         |
| 65 | 227,300 | 280,700 | 327,400 | 366,100 | 382,500 | 404,200 |         |
| 66 | 228,100 | 281,600 | 327,800 | 366,800 | 383,100 | 404,500 |         |
| 67 | 229,000 | 282,300 | 328,500 | 367,500 | 383,700 | 404,800 |         |
| 68 | 230,100 | 283,200 | 329,300 | 368,200 | 384,300 | 405,100 |         |
| 69 | 230,800 | 284,200 | 330,100 | 368,500 | 384,700 | 405,300 |         |
| 70 | 231,500 | 285,000 | 330,800 | 369,100 | 385,200 | 405,600 |         |
| 71 | 232,100 | 285,800 | 331,500 | 369,800 | 385,700 | 405,900 |         |
| 72 | 232,900 | 286,600 | 332,200 | 370,400 | 386,300 | 406,200 |         |
| 73 | 233,700 | 287,400 | 332,700 | 370,700 | 386,600 | 406,400 |         |
| 74 | 234,400 | 287,900 | 333,300 | 371,300 | 387,000 | 406,700 |         |
| 75 | 235,100 | 288,300 | 333,800 | 372,000 | 387,400 | 407,000 |         |
| 76 | 235,700 | 288,800 | 334,400 | 372,600 | 387,800 | 407,200 |         |
| 77 | 236,400 | 288,900 | 334,700 | 373,000 | 388,100 | 407,400 |         |
| 78 | 237,200 | 289,300 | 335,200 | 373,500 | 388,400 | 407,700 |         |

|     |         |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 79  | 238,000 | 289,500 | 335,600 | 374,100 | 388,700 | 408,000 |
| 80  | 238,700 | 289,900 | 336,100 | 374,600 | 389,000 | 408,200 |
| 81  | 239,400 | 290,100 | 336,500 | 375,100 | 389,200 | 408,400 |
| 82  | 240,100 | 290,300 | 337,000 | 375,700 | 389,500 | 408,700 |
| 83  | 240,800 | 290,700 | 337,500 | 376,200 | 389,800 | 409,000 |
| 84  | 241,500 | 291,000 | 338,000 | 376,500 | 390,000 | 409,200 |
| 85  | 242,100 | 291,300 | 338,300 | 376,900 | 390,200 | 409,400 |
| 86  | 242,800 | 291,600 | 338,700 | 377,400 | 390,500 |         |
| 87  | 243,500 | 291,900 | 339,200 | 377,800 | 390,800 |         |
| 88  | 244,200 | 292,300 | 339,600 | 378,200 | 391,000 |         |
| 89  | 244,900 | 292,600 | 339,900 | 378,600 | 391,200 |         |
| 90  | 245,400 | 293,000 | 340,300 | 379,100 | 391,500 |         |
| 91  | 245,800 | 293,300 | 340,800 | 379,500 | 391,800 |         |
| 92  | 246,300 | 293,700 | 341,200 | 379,900 | 392,000 |         |
| 93  | 246,600 | 293,800 | 341,400 | 380,200 | 392,200 |         |
| 94  |         | 294,000 | 341,800 |         |         |         |
| 95  |         | 294,400 | 342,300 |         |         |         |
| 96  |         | 294,800 | 342,700 |         |         |         |
| 97  |         | 295,000 | 342,800 |         |         |         |
| 98  |         | 295,300 | 343,300 |         |         |         |
| 99  |         | 295,700 | 343,700 |         |         |         |
| 100 |         | 296,100 | 344,000 |         |         |         |
| 101 |         | 296,300 | 344,300 |         |         |         |
| 102 |         | 296,600 | 344,700 |         |         |         |
| 103 |         | 297,000 | 345,100 |         |         |         |
| 104 |         | 297,300 | 345,500 |         |         |         |
| 105 |         | 297,500 | 346,000 |         |         |         |
| 106 |         | 297,800 | 346,400 |         |         |         |
| 107 |         | 298,200 | 346,800 |         |         |         |
| 108 |         | 298,500 | 347,200 |         |         |         |
| 109 |         | 298,700 | 347,700 |         |         |         |
| 110 |         | 299,100 | 348,100 |         |         |         |
| 111 |         | 299,500 | 348,400 |         |         |         |
| 112 |         | 299,800 | 348,700 |         |         |         |
| 113 |         | 299,900 | 349,200 |         |         |         |
| 114 |         | 300,200 |         |         |         |         |
| 115 |         | 300,500 |         |         |         |         |
| 116 |         | 300,900 |         |         |         |         |
| 117 |         | 301,100 |         |         |         |         |
| 118 |         | 301,300 |         |         |         |         |
| 119 |         | 301,600 |         |         |         |         |
| 120 |         | 301,900 |         |         |         |         |



|           |     |         |         |         |         |         |         |         |
|-----------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|           | 121 |         | 302,300 |         |         |         |         |         |
|           | 122 |         | 302,500 |         |         |         |         |         |
|           | 123 |         | 302,800 |         |         |         |         |         |
|           | 124 |         | 303,100 |         |         |         |         |         |
|           | 125 |         | 303,400 |         |         |         |         |         |
| 再任用<br>職員 |     | 186,900 | 214,400 | 254,400 | 273,800 | 288,900 | 314,300 | 356,000 |

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、  
第17条の3に規定する職員を除く。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第7条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

第7条の2第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては、」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第16条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則第17項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の90」を「100分の85」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定は平成28年4月1日から、改正後の給与条例第16条第2項及び附則第17項の規定は平成28年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年3月条例第12号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(扶養手当の特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第7条第3項及び第7条の2の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあ

るのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「（2）扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは、

「

- （2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- （3）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- （4）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至

った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(規則への委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

河合町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月21日

河合町長 岡井 康徳

河合町条例第25号

河合町税条例等の一部を改正する条例

(河合町税条例の一部改正)

第1条 河合町税条例(昭和29年4月河合村条例第19号)の一部を次のように改正する。

第19条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、同条第3号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、

第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日

が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の15の5第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくも



の（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

附則第6条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条

約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

（2） 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第

1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に10分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
  - (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
  - (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
  - (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並び

に附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

(河合町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 河合町税条例の一部を改正する条例（平成27年12月河合町条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項中「、新条例」を「、河合町税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第1条中河合町税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の河合町税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、前条に掲げる規定の施行の日（同条ただし書に係る部分を除く。）以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の町民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

3 新条例附則第20条の2の規定は、前条に掲げる規定の施行の日（同条ただし書に係る部分を除く。）以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の町民税について適用する。

4 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条に掲げる規定の施行の日（同条ただし書に係る部分を除く。）以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月21日

河合町長 岡井 康徳

河合町条例第26号

河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

河合町国民健康保険税条例（昭和35年7月河合村条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第11項を附則第13項とし、附則第10項を附則第12項とし、附則第9項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当

所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の河合町国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する年の翌年1月1日（施行日が平成29年1月1日である場合には、同日）以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月21日

河合町長 岡井 康徳

河合町条例第27号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年4月河合村条例第2号）  
の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (5) 無道路地、不整形地等で単独利用困難な土地で、隣接地と一体利用することによって利用効率が高まる土地を隣接土地所有者又は隣接地の賃借権等を有する者に譲渡するとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。